2009. 9

NIRA
NATIONAL INSTITUTE FOR RESEARCH ADVANCEMENT

NIRA フォーラム

食の安全・安心とアジア市場

下渡敏治 日本大学教授　日佐和夫 東京海洋大学教授　大槻恒裕 大阪大学准教授
江藤学 一橋大学教授　柳川範之 総合研究開発機構理事・東京大学准教授

フォーラム概要

- アジアでは都市部を中心に食の同質化が進展し、東アジア・フードシステム圏が構築されつつある。こうした状況をさらに発展・安定させるために「標準化」が寄与するところは大きい。
- しかし、アジア各国に固有の経済的、社会的格差が存在し、商品の統一的な規格化や標準化の障害となっている。農業・農村の衛生環境を整備するなど、標準化の妨げになるような状況を取り除いていくことが必要。
- アジア各地では、先進国への輸出用と国内消費用とで品質が違う。わが国が食品市場でアジア各地と交易を進めていくには、現地でも安全なものが供給されるという「現地の生活者」の視点に立つ姿勢が求められる。
- 安全・安心の基準は科学的根拠をもとに検証すべきである。標準化を進める手順、消費者（先進国）と生産者（途上国）のギャップの調整、国際比較が可能となる基礎データの継続的蓄積、が今後の課題である。
- アジアでの食品の安全・安心の基準づくりには、アジア市場全体のレベルの底上げのための基準づくりと、「プライベート・スタンダード」の活用でハイレベルな市場の確立と発展を志向する両面が必要である。
- 日本の安全・安心の基準は厳しく、アジア各地がこの基準を取り入れて、高品質の食品を生産すれば、世界ブランドとして流通させることも出来る。わが国の食品産業を位置づける際にはこうした戦略的視点も必要。

NIRA　フォーラムとは

NIRA フォーラムは、NIRA の研究成果やその時々の重要な政策課題について、数名の識者による多様な視点からの議論を通じて、新たな政策課題の抽出、問題解決、政策実現のためのアプローチなどを探るものです。今回のフォーラムは、2009 年 7 月 28 日に実施されました。　http://www.nira.or.jp/outgoing/forum/index.html

本フォーラムでは、現在実施中の研究プロジェクトである「アジア経済活性化戦略」（プロジェクトリーダー柳川理事）の関連テーマについて、有識者 4 人の方々に議論していただいた。

フォーラムの問題意識

- 経済のグローバル化の進展とともに、アジア域内における経済面での連携が進展している。今後、こうした動きをアジア地域の持続的な成長につなげていくためには、制度やルールのハーモナイゼーションを実現させ、より深化した、かつ柔軟な連携に発展させていくことが不可欠である。
- 日本がどのような貢献ができるかという点で、食の安全・安心のための基準づくりは重要なトピックだ。日本の食の安全・安心に関する意識は強く、その基準もアジアの中では高いと認識されている。多くの農産物や加工食品をアジアからの輸入に頼っている日本にとっては、食の安全・安心の面でアジア共通の基盤を確立していくことの重要性は大きい。

議論のポイント

- アジアにおいて生活者の視点に立った食の安全・安心の標準化が必要ではないか
- 食の安全・安心の標準化のメリット、デメリットは何か
- アジアにおける標準化を進めていくうえでの仕組みや日本の役割は何か
- 工業製品における標準化から学ぶことはできないか

日本におけるアジアとの食料貿易の推移

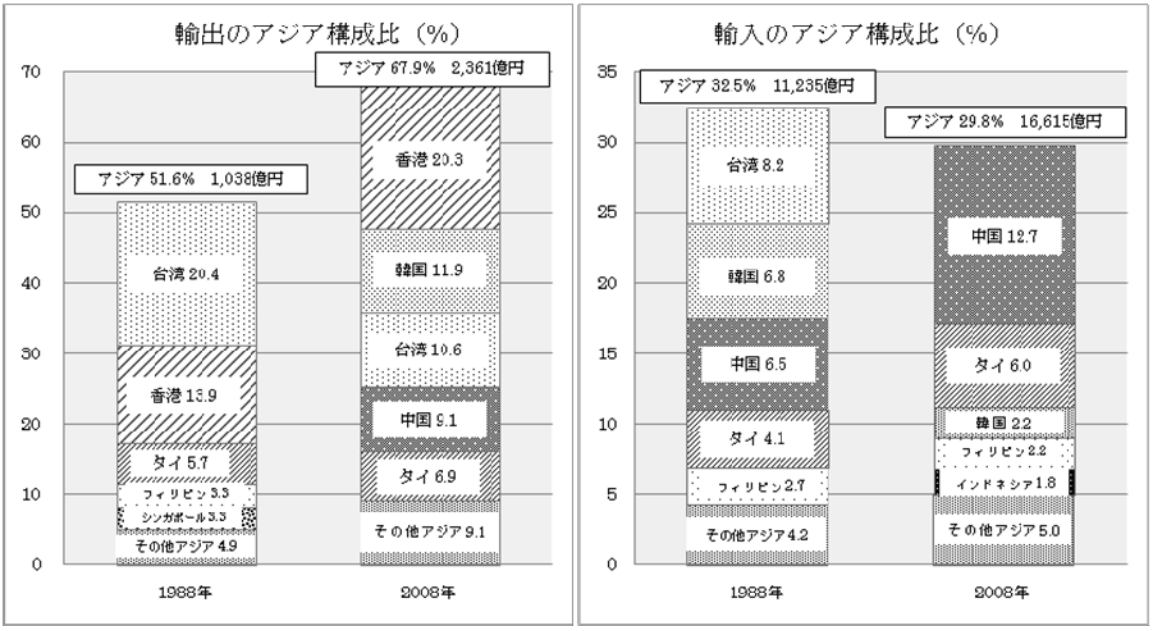

注 1：輸出（入）構成比とは、食料の輸出（入）総額に占める割合である。
注 2：食料とは、財務省貿易統計の概況品コード０番「食料品及び動物」のことを指している。アジアは、ASEAN10 ヶ国と中国、韓国、香港、台湾の、計 14 ヶ国から成る。
出所：財務省貿易統計　http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm

東アジア・フードシステム圏の構築を国家戦略とせよ

日本大学生物資源科学部食品経済学科教授

下渡　敏治氏

東アジア・フードシステム圏の生成と展開

生産から消費に至る食料の流れをフードシステムと捉えると、東アジアのフードシステムにはかつてない大きな変化が生起している。都市部を中心に食生活の同質化（欧米化、高度化、多様化）が進展し、フードシステム間の結合・連携関係が深化している。たとえば中国沿海部の上海市などでは、かつてはマントウ（饅頭）と豆乳だった朝食が、パンとコーヒーに変わっており、食生活の欧米化、同質化が進展している。

また、日本と東アジア諸国とのフードシステムの結合・連携関係が緊密化し、ビジネスレベルでは、既に東アジア域内市場（東アジアフードシステム圏）が成立しているといっても過言ではない。わが国は、毎年 8 兆円以上もの食料品を海外に依存して調達しているが、そのおよそ半分近くがアジア地域から輸入されている。特に、アジア地域から輸入される食料品にはウナギの蒲焼き、焼き鳥、冷凍餃子、ロールキャベツといった加工品・調整品が大部分を占め、それらの多くは外食・中食などの食材として利用されており、アジアからの輸入食材なしには日本の食卓が成り立たない状況にある。一方、近年では、日本からおよそ 3,000 億円もの農産物・食品がアジア市場に輸出されており、日本から輸出される農水産物・食品の 8 割以上がアジア市場で消費されている。わが国の食品産業にとってアジアは重要な生産・調達拠点であると同時に重要な輸出市場にもなっている。

アジアでの標準化・規格化の推進には格差是正やガイドラインの設定が重要

アジア都市部の発展は目覚ましく、それに対して、都市と農村の格差は縮小するどころかむしろ拡がっている。一概には論じられないが、農村では住民の飲料水などの衛生条件や電力、医療、教育、道路など生活に必要な基礎的条件が未だに整備されておらず、住民の生活の基盤が十分確立されていない地域が多い。中国製冷凍餃子事件も、或いはこうした農村環境が大きく影響しているのかも知れない。大きな経済的、社会的格差が存在する中で、商品の規格化や標準化を進めてゆくのは容易ではないし、反対や抵抗も予想される。規格化や標準化がさらなる格差を生む可能性があるからである。したがって、まずは、農産物・食品の安全安心の基盤となる農業・農村の生活環境や衛生環境を改善する必要がある。ポジティブリスト制度導入以降、輸出商品の安全規準が厳しくなり、日本向けの中国産農水産物の輸出量が大きく落ち込むなど、冷凍餃子事件以降、輸出や消費に大きな影響がでている。現状では、わが国の規格規準と、発展途上にあるアジア地域の規格基準との間にはかなり大きな開きがあり、日本の規格基準に対して反発や不満が出ていることも事実である。食品に関しては、先ずアジア諸国が協力

してアジア地域に適用可能な共通のガイドラインを作成することが重要であり、日本が率先して取り組むべき課題である。

国家戦略としての食料産業の位置づけ－アジアからの視点

少子高齢化の進展によって国内市場が縮小過程にある中で、食品企業はもとより、スーパー、コンビニ、百貨店などの量販店や流通企業、外食産業などの食品関連業界にとって、アジア市場を拠点とした海外市場にいかにコミットするかが重要な戦略的課題になっている。東アジアへの生産拠点の移動は 1980 年代後半以降急速に進展し、そこで生産した製品・半製品を日本市場に逆輸入するという形で展開されてきた。しかし、今後は、アジア市場の成長によって国内需要が大きく高まっており、これまでのようにアジアから日本が自由に「モノ」を輸入することができなくなる事態も想定される。したがって、アジア地域と共存してゆくという視点からもの作りや連携のあり方を考える必要がある。そのためには、アジア市場のニーズにマッチしたもの作りや、規格化・標準化への対応が不可欠になってくる。

李明博新政権発足後の韓国では、国家戦略として、食品産業を重視している。中国向けの輸出戦略の一環として、国家食品クラスター事業によって 4,000 億円規模の加工食品の大生産団地を造成しようとしている。わが国では、将来の食料問題への備えや食料安全保障に関して戦略的な思考や取り組みが欠落しており、それは、対中国だけでなく、東アジアなどの食料輸入国との間での食品安全の規格・規準づくりにおいても同様である。日本はその優れた製品開発力や品質管理などによる食の安全・安心の実現、省エネやリサイクルなどを含めた環境問題への対応、立ち遅れた物流システムの構築など、アジア地域で貢献できる大きな可能性をもっている。食料安全保障を含めて、国家戦略として日本の食料産業の国際的展開をどのように位置づけるかをアジア的な視点から再検証することが重要である。

下渡　敏治（しもわたり・としはる）氏

日本大学生物資源科学部食品経済学科教授・同大学院生物資源科学研究科教授。日本大学大学院修了、農学博士。日本大学講師、助教授、コーネル大学客員研究員などを経て、現職。専門は国際食品資源論、アグリビジネス論。著書『世界のフードシステム』（編著）（2004 年）農林統計協会、『食と商社』（共著）（2007 年）日本経済評論社、ほか多数。

現地の生活者の視点に立った標準化の必要性

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科食品流通安全管理専攻教授

日佐　和夫氏

現地の生活者の視点に立って

「アジアにおける生活者の視点に立った標準化の必要性」が本フォーラムの問題意識として挙げられているが、ここでいう「生活者」とは誰を指すのか。私は、食料も含めた生活製品輸入国である「日本の生活者」だけではなく、輸出国である生産している「現地の生活者」の視点に立つことが重要だと思っている。

現地の生活者の視点に立つということは、アジア各地が先進国に輸出する商品と国内消費に回す商品の品質をできるだけ近づけていくことでもある。例えば中国では、「日本に輸出するために作られた商品の安全性は高い」と広く認識されており、検査で「規格基準」に不適合になった製品は、現地での国内消費に回され、十分に、一般消費者に受け入れられている。また、日本向け輸出あるいは日本から輸入される商品は、品質・安全・安心の視点から中国での富裕層の人気が高く、高価格であっても購入されている。このように、わが国が輸入相手国に求める品質・安全・安心に関わる標準化（規格基準）が妥当なものかを検証する必要がある。日本に安全なものを輸出することと同時に、現地にも安全なものを供給するというスタンスがないと、現地でのコミュニケーションが十分に出来ない。

食品の安全に関する標準化の課題

現在、食品分野において、事業者が実施すべき管理運営の標準化（ガイドライン）が進められている。様々な標準の中でもっとも大きな問題は、安全に関する標準であろう。この場合、「安全とは何か」という定義が必要になってくる。この定義は、現実的に難しいと考えられる。基本的に ISO のガイド 51（安全面―規格に安全に関する面を導入するためのガイドライン）が用いられているのだが、食品関係（特に消費者など）ではこのガイド 51 についての十分な理解がなく、「絶対安全」が求められる。つまり、許容される安全性の閾値がないのが現状だ。たとえば、日本では「中国の食品分析はおかしい」といわれるが、天洋食品の事件はあったものの、中国製品は技術レベル、安全衛生管理レベルで場合によっては日本よりも高いものがあると思う。中国の分析検査機関の多くは、日本の中途半端な分析検査機関より、分析設備機器や分析要員の力量は優れているといって良いであろう。また、分析だけでなく農場や工場などでの現場指導にも力を入れてきている。その現場に、一部であるが日本の力量の低い監査員がエコノミックアニマルあるいはバイイングパワーを背景に一方的な監査を行っているのが実情である。今後、これらの問題で不協和音が生じるものと予測され、これら監査技術の標準化が早急な課題であると考える。

また、日本の「消費者」の一部は、最終製品の検査（ファイナル・チェック）を極端に重要視する。これはある意味で「検査至上主義」を生み出すことになり、巨額な投資をし

て検査体制を整えているが、「最終検査が安全を担保するとは思われない」。重要なのは生産や製造過程の検査（プロセス・チェック）である。

しかし、「検査至上主義」の問題は、わが国にとっては検査体制の強化を強いられることになり、前述したとおり、わが国の「検査至上主義」が輸入相手国である中国、タイなどの検査体制を充実させ、さらに外資系検査機関のビジネス進出などにより、わが国の検査体制（特に民間レベル）は追いついていけないことが予測される。また、最終製品の検査にしても、冷凍食品に限ると日本の場合問題なのは、わが国独自の『食品衛生法』及び『厚生労働省編集：食品衛生検査指針』に基づいて実施されていることである。最近ようやく、わが国においても、試験検査で国際標準である ISO の試験方法の検討を始めたというのが実情だ。中国ではわが国の厚生労働省の試験方法と公定法を考慮に入れているようだが、欧米諸国では ISO の試験検査を指針としているようである。そのため、試験結果での国際間のトラブルが時々起こる。日本がいかにグローバル化に遅れているか、ということである。

コラボレーション手段としての標準化

現地の生活者の視点で考えると、アジアでいろいろなことができる可能性がある。

例えばモンゴルは、都市化により自給自足経済が崩壊しつつあり、狩猟民族から農耕民族への脱皮を図らなければならない状況にある。標準化を手段として、モンゴルの農業、産業を育成することができないかと思う。また、日本は一時バングラデシュから天然エビを輸入していたが、大きさの異なるエビを選別する標準化（規格サイズ）の点で難があった。そのため、日本への継続的な供給ができなかった。つまり、バングラデシュの農業・産業にも、標準化によって発展する余地がある。

これまで、日本ではモンゴルやバングラデシュにおける食糧開発を積極的に考えてこなかった。しかし、商品やトレーサビリティの標準化を提示することによって、その国の農業、産業を育成することができるのである。その一方で、例えば、日本はモンゴルからかの国の豊富な地下資源の供給を受けることを期待できる。言い換えれば、標準化をコラボレーションの手段として捉えることも重要になってくるのではないか。

アジアを一つのエリアとしての食糧供給バランス、食品安全、食料以外の資源供給バランス、わが国からの技術提供などを総合的に考える時期に来ているのではと思われる。そのために標準化をどう考えるのかは重要な課題である。

日佐　和夫（ひさ・かずお）氏

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科食品流通安全管理専攻教授。1969 年（独）水産大学校(下関)製造学科卒業。東京海洋大学客員教授、日本工業技術振興協会食品流通における HACCP 導入協議会事務局長、（株）BML フードサイエンス常務取締役等を経て、現職。著書『よくわかる ISO22000 の取り方・活かし方―食の安全・安心への手引き』（共著）（2006 年）日刊工業新聞社など。

標準化の促進は科学的な根拠をもとに

大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授

大槻　恒裕氏

標準化のメリットとその科学的分析の必要性

各国間で標準化を促進することのメリットは、貿易手続きの簡素化と情報の透明性を確保することである。各国が異なる基準を用いていること自体が貿易障壁となっており、関税面での貿易自由化に一定の進展が見られる今日において、このような非関税障壁の重要性が一層増している。標準化によって企業の取引コストの削減が見込まれ、関税を削減したときと同じような貿易促進効果が期待される。標準化の促進にあたっては、リスク評価に加えて貿易フローや企業利益と消費者便益の変化などを推計し、全体的な経済効果を測っていく必要があり、グラヴィティ・モデル*1や計算可能一般均衡（CGE）モデルなどを用いた定量的な分析が多く見られるようになってきたが、日本ではこのような科学的な分析が十分に取り入れられているとは言い難い。

関税は数字によってその障壁の存在やその大きさを測ることができるが、非関税障壁の有無やその大きさを明確にするのは容易ではない。非関税障壁はしばしば政治的な交渉のツールとして利用されがちであるが、それは決して建設的な議論とはいえない。規格や基準の相違がある場合には、個別の品目について一つ一つ丁寧に、その背景にある事情や科学的な根拠を示していくことで、双方の納得のいく結論を導くのが理想的である。

国際標準をまとめるには、多くの国の合意が必要なので、どうしても低い基準になりがちであるが、これでは消費者保護という観点からは受け入れられない場合もあるだろう。一方で高い基準を設定してしまうと、今度は生産者がそれをクリアすることができず、輸出量が減少してしまう。この点を先進国の消費者と途上国の生産者という構図でみると、先進国の高い基準に合わせて標準化を行うと、途上国の輸出が阻害されるという懸念が生じる。先進国が設定する基準は、本当に消費者保護という視点から正当化されるものなのか、科学的にも根拠があるのかを、まずは示す必要がある。保護貿易を目的に関税の代替的な障壁として基準が利用されていないか、見極めていかなければならないのである。

どのように標準化を進めるか

日本も含め EU などの先進国は、Codex 委員会*2 などが設定している国際基準より厳しい基準を設定しているケースが多い。WTO の衛生植物検疫における SPS 協定*3 や貿易の技術的障害における TBT 協定*4 では、各国の基準が貿易を阻害しないこと、国際基準より厳しい基準に対してはその理由を示さなければならないことが定められており、基準が保護貿易の手段となることに歯止めをかけている。ただし、各国の基準が国民の環境や安心安全に対する選好を反映しているので、先進国の基準が国際基準より厳しくなりがちであり、また、経済発展にともない途上国の選好が変化することを考えると、先進国の基準を

緩和することが必ずしも最適とはいえない。むしろ途上国が先進国の基準を満たせるように、先進国が途上国にキャパシティービルディングという形で、技術や検査体制の支援をしていくのが双方の利益となろう。消費者が望む安心安全の基準に対して、生産者がどのようにそれに答えていくのかという課題を常に考えていく必要がある。

標準化を進めていく分野としては、まずは、実際には同じようなルールが存在しているが、それらが相互に認識されていないケースに着目していくことである。その場合には、情報を整理し明確化させることで、共通のルール作りは比較的容易にできるだろう。さらに、合意しやすいところ、たとえば基準そのものではなく、その周辺部分に関わる表示方法とか検査手法などは、比較的標準化しやすいのではないか。また、取引が盛んで取引量の多い分野で優先的に標準化を進めていくのが良いだろう。当然のことながら「命に関わる」という意味で重要な分野、つまり第一義的に安心安全が問われるところでは、早急に基準の統一を図っていくことが好ましい。

基準データの継続的整備が今後の大きな課題

多国間交渉や FTA（自由貿易協定）などの締結によって関税削減には大きな進展が見られている。今後は、TBT や SPS など、強制規格や基準に関する貿易阻害要因が注目されるであろう。私は現在、欧州委員会がスポンサーとなっている共同研究チームの一員として、食品貿易や、基準、SPS などに関するデータを集め、包括的な分析とケーススタディを行うという研究活動に参加している。そこで感じたことは、実際に多くの研究者がこの分野に興味を示すようになっており、科学的な分析も洗練化されつつあり、問題意識も高まってきているということである。

しかし、大きな問題は、国際的に比較可能なデータが継続的にとられていないことである。FAO（国連食糧農業機関）がマイコトキシン（カビ毒）についての各国の基準を収集した出版物を、最近では 1997 年と 2004 年に公表している。この他の有害物質についての比較データは、単発的に収集したものはあるようだが、継続的に構築されているものは見あたらない。この種のデータの整備には膨大な予算とリソースが必要で、難しい面もある。しかし、研究者や政策担当者にとっては重要な情報であり、今後の重要な課題として考えていくべきであろう。

＊各注は 12 ページをご参照下さい。

大槻　恒裕（おおつき・つねひろ）氏

大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授。1993 年大阪大学経済学部経済学科卒業。2001 年メリーランド大学農業資源経済学研究科博士課程修了。世界銀行・開発経済局・コンサルタント、リサーチアナリストを経て、04 年より現職。著書 “*An Empirical Framework for Analyzing Technical Regulations and Trade*”(2005 年) Edgar Elgar Publishing など。

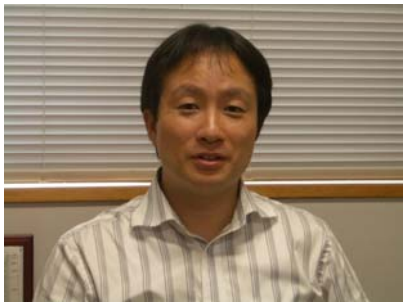

食品の安全・安心で世界ブランドを確立する

一橋大学イノベーション研究センター教授

江藤　学氏

標準化は比較優位のポジションを決める

工業製品の規格に関してアジア域内で連携しようといういくつかの動きがある。一つは、ある製品の標準化の基本案について各国の支持を取り付けようとするものであり、北東アジア（日中韓）標準協力フォーラムとか、太平洋地域標準会議などがその役割を果たしている。もう一つの動きは、世界標準に対抗するためにアジア各国が連携しようというものである。これはアジアの域外で決められてしまう世界標準に対して、アジアの人びとが不自由な状況にならないようにするためのものといえる。たとえばアメリカ人のサイズで作った消防服が標準化されるとアジア人の体格では着られないし、アジアの人にはそもそも重くて運べない。そんなものが国際標準となったら問題なのである。アジアの域外で決まる「国際標準」に対してアジアは自分たちの意見を主張しなければならなくなっている。

しかし、これらは「アジア」とアジアの「対外地域」との取引を意識したものであり、アジア域内の取引を活発化させるための標準化の動きは、工業製品の領域でも実はまだほとんどみられない。それは何故か。「標準化」は、競争における有利・不利のポジションを変えるものであり、日本とアジア諸国とは工業製品を売るスタンスが全く違うからである。日本は差別化された高付加価値品を売りたいのに対して、中国は安く大量生産して売りたい。この場合、日本はあまり標準化しないほうが有利であるが、中国は標準化するほうが有利になる。そういう意味で、アジア域内で協同して標準化をするメリットが見つけにくい。独自に開発した技術を持つアジアの国でも、日本、中国、韓国、台湾が、それぞれ標準化の主導権を争っており、協同して標準を形成することが難しいのが現状である。

任意規格か、強制規格か、プライベート規格か？

工業製品については、安全・安心の分野でも、日本ではアジア諸国の製品と差別化した高級志向のニーズの方が圧倒的に強く、アジア域内での協力にメリットが見つけ難い。しかし、食品の分野では、安全で健やかな食生活を送りたいという意識がアジアで広がりつつあり、協力も可能ではないかと思う。

食品の安全・安心の規格をアジア域内で協力してつくる場合に、法律で採用することが規定されている強制規格と、ISO や JIS／JAS などの任意規格、それに民間企業独自のプライベート・スダンタードのどれで進めるのか、という選択肢がある。工業製品の経験では、強制規格は各国独自でバラバラになりやすく、任意規格は参加者全員が話し合って作るため、どうしても低い水準に規準が設定されることが多い。低い水準に設定されると、規格を満たした商品であっても先進国にとって魅力のない製品となりかねない。

一方、品質の差別化、高品質の確保という面で先進国の企業が活用しているのは、プラ

イベート・スタンダードである。食品ではスターバックス・スタンダードなどが知られているが、日本の生協なども独自の基準を持っている。これらの基準は標準品に比べレベルが高く、これに合致しないとないと購入しないという調達基準になっている。途上国は高価格での購入を求めて無理をしてそれに合わせざるを得ない。食品産業では、このようなプライベート・スタンダードがどんどん増加しており、これが発展途上国には大きな負担になるため、WTO でも議論が始まっている。

なお、工業製品では、高水準の規格を設定すれば、生産者が揃って高い規準に合わせようとすることも十分ありうるが、農業製品や食品の場合、品質の高いものは高級品として売り、低いものは現地で消費するという 2 層の市場形成を促進するだけになるかもしれない。現地で売られる低い品質をどう底上げしていくべきかが大きな課題となろう。

「日本規格」をアジアから世界に

食品に関する日本の品質規制が世界でも最も厳しいということは、日本の製品が世界で一番信頼性を持てる製品であるという理解が得られやすいということである。それをブランドとして浸透させていけば、日本の規格に合わせた製品が世界で売れる可能性はある。現時点では日本から農業品を直接輸出するのは無理が大きいかもしれないが、例えばアジアで、日本の経営・品質管理を導入して高品質の農産物を生産し、それを日本規格の農産品として世界に販売する。これは新しい規格化ともいえる。そのときの規格化は、単に厳しいだけではなく、世界に通用する、誇れるものであるはずだ。それによって、アジアの農業全体の水準も向上するのではないか。

そのためには、また、将来は日本の農産物も直接輸出志向となるのであればなおさらのこと、安全・安心の規格・規準に関する海外情報の蓄積が不可欠である。例えば、残留農薬に目を転じると、残留農薬に関する交易相手国の規格・規準の情報すら世界レベルでは整備されていないということである。それが事実であれば、WTO などが各国に残留農薬に関する規準の情報を蓄積すべきであるし、わが国も率先してこれに協力すべきである。工業品の場合は、輸出するために政府自らが世界中の規格を調べ、それに日本の規格を合わせることで輸出産業を振興した。その経験は食品分野での規格化でも生かせるのではないだろうか。

江藤　学（えとう・まなぶ）氏

一橋大学イノベーション研究センター教授。1983 年大阪大学基礎工学部卒業。同大学院基礎工学研究科博士前期課程、東北大学大学院工学研究科博士後期課程修了。85 年通商産業省入省。米国ニューメキシコ大学客員研究員、外務省経済協力開発機構日本政府代表部参事官、経済産業省産業技術環境局認証課長等を経て 08 年より現職。著書『コンセンサス標準戦略』(共著・2007 年）日本経済新聞など。

安全・安心の確保でアジアの活性化を

総合研究開発機構理事・東京大学大学院経済学研究科准教授

柳川　範之

生活者の視点に立って制度のハーモナイゼーションを

グローバル化の進展のなかで、アジア経済とどう向き合っていくかは、わが国にとって大きな課題だ。アジア経済をどうしたらより活性化できるのか、そのためにどのような貢献ができるかを真剣に考えていく必要がある。アジア域内の取引を活性化させるうえでは、様々な分野における制度やルールのハーモナイゼーションを行っていくことが重要だ。ただし、既存の生産者だけが有利になったり、関連する産業の技術革新が阻害されたりして、生活者が不利益を被らないよう、ルールの選択やハーモナイゼーションの仕方を工夫する必要がある。アジア域内には所得格差も存在するし、政府の体制も国によって大きく違う等難しい面があることも事実だろう。しかし、アジア諸国の生活者の便益をいかに高めていくのか、それに対して日本がどのような貢献ができるのかという視点で、制度やルールのハーモナイゼーションを考えていくことは、アジア経済にとって大きなプラスになるはずだ。

この点において、食品に関する安全・安心の確保はひとつの重要なトピックだ。日本の生活者は、アジア他国の生活者と比べると品質、安全性ともに要求水準が高いといわれている。それが、日本はアジア全体に過度に高い安全性を求めすぎるという批判を生む要因にもなっている。しかし、アジア諸国の所得水準が急速に上昇している現状を踏まえると、日本の生活者は、アジア生活者の近い将来の姿でもある。また、アジア各国の生活者全体が安心して食品を消費できる環境を整備していくことは、アジア域内の生活者の効用を高め、アジア経済を活性化させていくのに役立つはずである。それぞれの国によって、所得レベルや経済環境が異なることを考えると、食品の安全・安心に関して、全体に統一的・画一的な基準を設定することは、難しい面もあるだろう。しかし、そこで諦めてしまっては前進はない。アジア諸国の生活者の便益をいかに高めるかという視点でみたときに、どこまでを統一的な基準として要求するのが望ましいのか、どのような形でのハーモナイゼーションが可能であり有効なのか、建設的な議論を深めていく必要がある。

基準の底上げとプライベート・ブランドによる高いレベルの確保

その点から考えると、アジアにおける食品の安全・安心の確保については、二つの異なった側面からの同時並行的な対応が必要ではないか。それは、アジア市場全体のレベルの底上げのための基準・規格づくりと、より高い品質を保証するためのプライベート・ブランドの活用である。

底上げの部分では、国際的規格の普及がある程度進んでおり、Codex 規格[*2]など各国における最低限の食品安全性を確保するための国際規格が出来つつある。しかし、それで十

分とはいえない。たとえばアジアにおいては、より進んだ規格の形成が可能かもしれない。また、安全性確保のためには、必要な情報の各国間での共有や、製造プロセスに関する監督・検査体制の充実等、アジア全体として規格を支えるインフラを整備していくことも必要である。

一方、より高い品質や安全性を確保していくうえでは、一律の標準を強制規格として定めるのではなく、もっと民間企業が定めるプライベート・スタンダードを活用していく方策が考えられるだろう。そのほうが、それぞれの地域や国の実情に合わせた対応がしやすいし、各企業の創意工夫が反映される余地も広がるからだ。たとえばセブンイレブン・ブランドや、イオンブランドなど流通事業者によるプライベート・ブランドによる販売も、広い意味でのプライベート・スタンダードとして安全性の確保に役立つはずだ。そういう形でラベリングして販売することによって、それを生活者が安心して購入できるようになれば、質の高い商品の取引や流通の活発化が期待できる。ただし、任意規格だからといって、品質の保証をまったく個別企業に任せてよいということにはならないだろう。政府が表示の適正性やコンプライアンス体制をきちんとチェックし、プライベート・ブランドが伝えている品質等に関する情報の正当性を確保していく必要がある。

フォーラムを終えて

フォーラムでまず痛感したのは、アジアにおいて食品産業は、今後の成長と飛躍が大いに期待できる産業だという点だ。安全・安心を確保し、この分野を健全に発展させていくうえでわが国の果たすべき役割は大きい。農業というと、どうしても国内生産者保護の側面に焦点があたりがちだが、海外展開の発展性に軸足を置いた行政も今後は重要だろう。

食品の安全性確保には、単にどのような基準をつくるかという点だけでなく、生産プロセスにおいてその安全基準がどこまできちんと守られるのか、またそれをどのような体制でチェックするのか、という問題も重要である。この部分では、日本は他のアジア諸国に対して、技術や情報を提供する等により全体レベルの底上げをしていく必要があると同時に、自ら改革していかなければならない面もあることも指摘された。

また、食品における残留農薬基準等については、世界各国の情報整備が十分でなく、比較検討が十分に行える状況にないことも指摘された。これは、基準の標準化やハーモナイゼーションを行う以前の問題であり、今後の重要な課題であろう。

＊注は 12 ページをご参照下さい。

柳川　範之（やながわ・のりゆき）

NIRA 理事・東京大学大学院経済学研究科准教授。1993 年慶応義塾大学経済学部卒業。東京大学大学院経済学研究科修士課程修了、同博士課程卒業。経済学博士（東京大学）。専門は契約理論、金融契約。慶應義塾大学経済学部専任講師を経て、96 年東京大学大学院経済学研究科助教授、2007 年同准教授に就任。著書に『法と企業行動の経済分析』（2006 年）日本経済新聞社、など。

[注]

＊１　**グラヴィティ・モデル**（重力モデル／gravity model）
二国間の貿易量は、両国の経済規模が大きいほど、また地理的距離が近いほど大きくなるという傾向に基づいて、重回帰式によって貿易額を説明するモデルのこと。
参考資料 1 より作成

＊２　**Codex 委員会**（CAC：codex alimentarius commission）
FAO/WHO 合同食品規格委員会とも呼ばれる。 FAO（国連食糧農業機関）と WHO（世界保健機関）が 1962 年に合同で設立した国際政府間組織。食品規格（Codex 規格）の策定や衛生規範の作成、残留農薬基準の設定等を通じて消費者の健康を守るとともに、食品貿易における公正さの確保、食品企画業務の調整などを目的としている。日本は 1966 年に加盟。(2007 年現在、加盟 175 カ国・地域)。
参考資料 2、3 より作成

＊３　**SPS 協定**(Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)
1995 年に発足した WTO の協定のなかの一つで、正式名称は「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」。食品の安全性の確保や病害虫の侵入防止を図りつつも、公正な国際貿易を担保するため、当該措置の実施の調和および透明性確保のための指針となる規則および規律の多国間の枠組みを定めている。
参考資料 2、3 より作成

＊４　**TBT 協定**(Agreement on Technical Barriers to Trade)
正式名称は「貿易の技術的障害に関する協定」。1979 年 4 月に国際協定として合意された GATT スタンダードコードが 1994 年 5 月に TBT 協定として改訂合意され、1995 年 1 月に WTO 協定に包含されたもの。工業製品等の各国の規格及び規格への適合性評価手続き（規格・基準認証制度）が不必要な貿易障害とならないよう、国際規格を基礎とした国内規格策定の原則、規格作成の透明性の確保を規定している。TBT 協定は WTO 一括協定となっており、WTO 加盟国全てに適用されるものとなっている。
参考資料 4 より作成

[参考資料]

1. Paul Krugman and Maurice Obstfeld （2008） *"International Economics: Theory and Policy (8th Edition)"*, Addison Wesley
2. 農林水産省　http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/index.html　2009 年 8 月 21 日検索
3. 全国農業協同組合中央会（2007）『WTO 関連用語集第 6 版』全国農業協同組合中央会
4. 日本工業標準調査会　http://www.jisc.go.jp/cooperation/wto-tbt.html　2009 年 8 月 21 日検索

総合研究開発機構（National Institute for Research Advancement）

総合研究開発機構（NIRA）は、2007 年 11 月に政府認可法人から民間財団法人に組織変更を行いました。認可法人 NIRA の目的を継承するとともに、学者や研究者、専門家のネットワークを活かして、公正・中立な民間の立場から公益性の高い活動を行います。そして、国民の視点からより自由な立場で政策提言とタイムリーな情報発信を行うことにより、政策論議を一層活性化し、政策形成過程に貢献していくことを目指しています。

研究分野としては、国内の経済社会政策、国際関係、地域に関する３つのテーマを中心として、日本が抱える課題をとりあげます。

財団法人　総合研究開発機構
〒 150-6034　東京都渋谷区恵比寿 4-20-3
恵比寿ガーデンプレイスタワー34 階
ＴＥＬ：03-5448-1735／ＦＡＸ：03-5448-1744
ＵＲＬ：http://www.nira.or.jp/index.html

©総合研究開発機構 2009　2009 年 9 月 4 日発行